



5面からつづき

### 投票日に投票所に行けない方は 期日前投票 をご利用ください

ご自身の投票所入場整理券(届いている場合)をお持ちください。投票所入場整理券の裏面に記載の **期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項を記入のうえ**、お近くの期日前投票所へお持ちください(前もって必要事項を書いてから来場いただくとスムーズに投票ができます)。

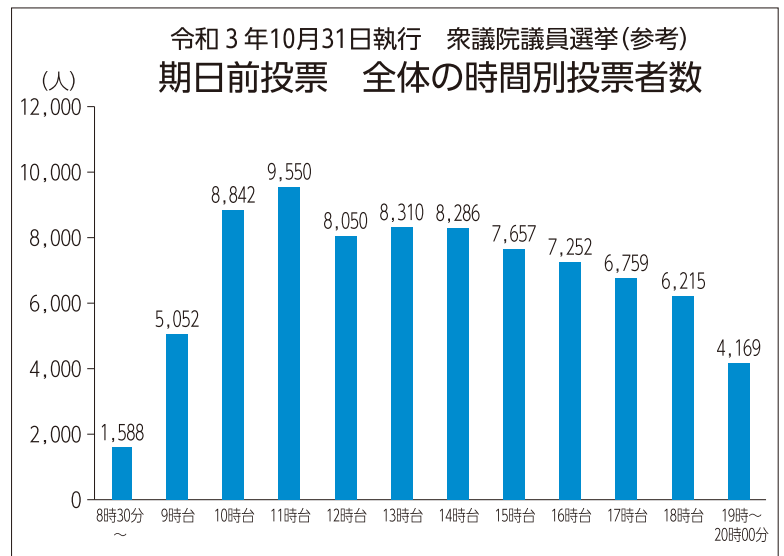
投票所入場整理券を紛失した場合や投票資格の要件を満たしているにもかかわらず、投票所入場整理券が届いていない場合でも、期日前投票所において選挙人名簿で確認できれば投票できます。

#### 期日前投票所の場所と期間

期日前投票所 場所	期間	
	4月17日(水)~20日(土)	4月21日(日)~27日(土)
江東区役所2階 豊洲シビックセンター1階(豊洲2-2-18)	受付できます	受付できます
森下文化センター2階(森下3-12-17) 富岡区民館3階(富岡1-16-12) 小松橋区民館4階(扇橋2-1-5) カメラプラザ1階(亀戸2-19-1) 総合区民センター2階(大島4-5-1) 砂町区民館3階(北砂4-7-3) 南砂区民館4階(南砂6-8-3)	受付できません	受付できます

◆次の理由などで投票日当日に投票所へ行けない見込みのある方は、期日前投票ができます。

- 仕事や用事、レジャーなどの予定がある方
- 入院や出産などの予定があるため、投票所に行けない見込みのある方
- 天災または悪天候により投票所に到着することが困難であると見込まれる方



午前中の早い時間帯(9時台まで)は、比較的混雑が少なくスムーズに投票できる傾向があります。

#### 聴覚に障害のある方を手話通訳者がお手伝いします

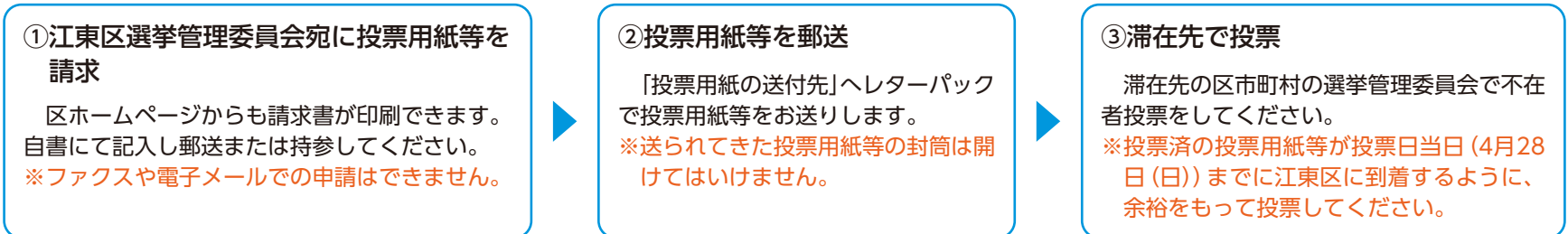
聴覚に障害がある方の投票をお手伝いするため、4月24日(水)の期日前投票所の一部(区役所・豊洲シビックセンター・総合区民センター)には手話通訳者がいます。皆さんのご近所、お知り合いに該当する方がいましたら、ぜひこのことをお伝えください。

### 不在者投票の制度

#### 滞在地での不在者投票

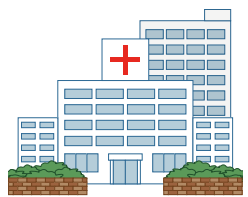
仕事や旅行等で江東区外に滞在する方は、あらかじめ投票用紙等を請求していただくと、選挙の告示日の翌日(4月17日(水))から投票日の前日(4月27日(土))まで、滞在先の区市町村選挙管理委員会で投票することができます。

※不在者投票できる場所・日時等については滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。



#### 指定施設(病院、老人ホームなど)での不在者投票

病院・老人ホーム等に入院・入所している方で、その施設が不在者投票の指定施設になっていれば、その病院・老人ホーム等で投票することができます。お早めに病院長等(事務担当者)にその旨をお伝えください。



#### 郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票は、お体が不自由で投票所へ行くことが困難な方が、現在お住まいの場所で投票用紙の記入を行い、郵便等で投票を行うことができる制度です。

##### ①対象となる方

**ご自身で字を書くことができる方**で、表1のいずれかの障害・等級に該当する方

##### ②代理記載制度

ご自分で字を書けない場合でも、表1の障害等に該当し、更に表2のいずれかの障害・等級をお持ちの方は、あらかじめ選挙権を有する代理人を指定して、投票用紙に代理記載をさせることができます。

##### ③投票用紙の請求について

投票用紙の請求は、江東区選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」(以下「証明書」という。)を添付して、**4月24日(水)(投票日の4日前)の午後5時まで**に行う必要があります。

すでに証明書をお持ちの方には、案内の通知を郵送します。新たにこの制度の利用を希望する方は、証明書発行の手続きが必要ですので、早めにお問い合わせください。

表1 郵便等投票のできる方

手帳等の種類	障害の種類・要介護状態の区分	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級~3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症~第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症~第3項症
介護保険の被保険者証	要介護5	-

表2 代理記載制度を利用できる方

手帳等の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症~第2項症